

毎年2月は化学物質管理強調月間です



【令和6年度「化学物質管理強調月間」スローガン】

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

Q 化学物質管理強調月間とは

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理の定着を図るために創設されたもので、厚生労働省と環境省が連携して取り組むこととしています。

Q なぜ創設されたの！？

令和6年4月に施行された自律的管理を基軸とする化学物質管理は、事業場の規模や業種に関わらず適用され、これまで化学物質の管理の経験が少ない業種、中小零細事業場に対しても広く周知・啓発する必要があるからです。

Q 具体的に何をするの！？

厚生労働省では、化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布による周知・啓発等を行うこととしています。事業者のみなさまにおかれましては、右のリーフレット（ケミガイド）等を参考に、化学物質の適切な管理に向けた取組をお願いします。



始まっています！新たな化学物質管理

新たな化学物質管理

検索



換気をせずにトイレ清掃中に洗浄剤を使ってフッ化水素中毒に
施設の壁清掃に原液のままカビ取り用洗剤を使って呼吸困難に

あなたの職場は大丈夫!?

いつもの作業の「化学製品」適切に管理していますか?

殺虫剤が散布作業中に不十分な保護具で体に付着し有機リン中毒に
美容院で毛染め剤を素手で使って皮膚にかぶれ

労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています!
労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられます。

まずはホームページで必要な対応をチェック!
ケミガイド 検索 <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>
※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。

厚生労働省
ひとくもし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

ケミガイドのHPはこちらから

ケミガイド

検索

